

福岡地方裁判所委員会（第8回）議事概要

1 開催日時

平成17年7月5日午後1時30分～午後5時00分

2 場所

福岡地方裁判所小会議室

3 出席者

（委員）

夏樹静子副委員長

石村一枝委員，上田静生委員，狩野啓子委員，古賀靖子委員，田邊宜克委員，谷敏行委員，野口郁子委員，福島康夫委員，牧真千子委員，矢吹雄太郎委員（五十音順）

（福岡地方裁判所）

宮本禎一郎事務局長，保久村登民事首席書記官，轟田一夫刑事首席書記官，立川治福岡簡易裁判所首席書記官

（庶務：福岡地方裁判所事務局総務課）

梶井宏一総務課長，尾方誠司総務課課長補佐，柏原慎一総務課専門官

4 新所長あいさつ

簗田新所長から委員会に対して，福岡地方裁判所の運営に広く国民の意見を反映させるため，また裁判員制度の広報活動などについて，今後とも活発な議論をお願いする旨のあいさつが行われた。

5 議事（△副委員長，○学識経験者委員，◎法曹委員，◇裁判所）

（1）議事概要について

◇ 第7回の議事概要は，既に配布したとおり，委員長と副委員長で確認・修正したものを掲載している。

（2）資料の配布について田邊宜克委員から説明

「法教育に関する状況について」と題する書面について

文部科学省が取り組んでいる法教育における、弁護士会の関与状況に関する報告文書で、裁判員制度広報とも密接に関係する重要な問題なので、各委員にご一読いただきたいと思い配布したものである。

(3) 田邊委員から依頼があった「LET'S TRY裁判員」の配布について

◇ この書面は、最高裁・法務省・日弁連の広報担当部署が協議して模擬評議体験資料として作成したものだが、カラー印刷を使用したり、分量的にもかなりの量があり準備が間に合わなかった。後日、配布したいと考えている。

(4) 模擬裁判ビデオの視聴及び意見交換について

◇ 前回、裁判員裁判手続の大まかな流れや同裁判のイメージを持ってもらうため90分版の模擬裁判ビデオを視聴していただいたが、約2か月も前のことで、いきなり意見交換を行うことは難しいと思われる。そこで今回は、前回視聴した模擬裁判ビデオの4時間版のもので、裁判員裁判で最も重要な部分の一つである審理部分及び評議部分のみの視聴をしていただき、意見交換を行っていただきたい。

ア 模擬裁判ビデオの感想

◎ このビデオは、法曹三者が、裁判員裁判における裁判員の選任手続をはじめ、事前整理手続、評議などのイメージを醸成するため作成された初期のもので、内容や言葉使いなどは一般人を意識したものではない。

○ 特に女性の裁判員だと、今回のビデオのような被告人ではなく凶悪事件を起こしたような非常に怖い人の場合、顔を覚えられて、後々嫌がらせなどを受ける可能性があるのではないかという恐怖感をもってしまう。

○ ビデオでは、裁判員が笑いながら評議を行っていたことに抵抗感を感じた。

◎ 今回視聴したビデオが作成される前は条文だけしかなく、なかなか裁判員裁判における審理などのイメージが湧かなかったが、ビデオを見て初めて多少なりともイメージをつかむことができたし、例えば笑いながら評議をしている部分についても、裁判官が裁判員を緊張から解放し、自由に意見が述べ

られるような雰囲気をつくるため努力しているのだと感じた。

イ 裁判員制度及びその広報などに関する意見

- ◎ 通常の被告人は静かに裁判を受けるが、中には暴言を吐くような被告人がおり、このような被告人の裁判をどうするのかという現実的な問題は出てくる。法律上、裁判員に危害を及ぼしそうな被告人の事件は、裁判員裁判から外すとあるが、あくまで例外的な取扱いになるのではないかと思われる。
- ◎ 裁判員の方々の氏名、住所は被告人には明かされないことになっているし、私自身、法廷内で被告人とにらみ合いをしたことはあるが、法廷外で脅迫などを受けたことはない。
- 私自身は裁判員に選ばれればやってみたいと思っているが、妻などは法律のことは何も知らないし、裁判官と一緒に法廷に臨んで人を裁くというイメージに恐怖感があると言っている。これは当然の不安で、誰もが普通に持つものだと思うので、まずはこの不安の解消が必要だと思う。
- ◎ 今後、一般の人が抱く普通の不安を解消することが重要な課題で、裁判員として、有罪か無罪かの判断、事実認定や量刑に関する評議なども通常の社会人なら十分に勤まることを広報していかなければならない。
- 裁判員裁判の手續の中で、素人である裁判員と専門家である裁判官とがどのような形で関わり、事実等の確認をしながら判決に導くのかというような点をもっと詳しく知りたい。
- ◎ 裁判所から裁判員として呼び出しを受けた人が出てきてくれるかどうかという問題がある一方、わざわざ遠方から出てきた人が裁判員になれない場合があることにも問題がある。
- 勉強をするときにそのレベルに合わせてすることが必要だが、裁判員広報も同じようなことが言え、例えば裁判員には絶対になりたくないという人達に対して、どういう説明をしていくのかというような議論が必要である。
- 裁判員制度について、国民の理解を得るためには、義務教育などの教育の

場に取り入れていく必要がある。また、例えば法廷で使われる言葉がわかりにくいといった問題があるが、このような問題より前に、服は何を着ていけばいいのかとか、審理中にトイレに行きたくなったらどうしたらいいのかとか、長時間座って居られないがどうしたらいいのかといった一般人が普通に心配するレベルの問題に対して、不安解消を目的とした広報をする必要がある。

- 裁判員制度について、国民が知る機会をたくさん作るが必要で、広報用のビデオを無料で貸し出すとか、映画館で本編が始まる前に広報の映像を流すとか、読むことより視覚に訴える方がいいと思う。
- アメリカの陪審員を題材にした映画などは感動を与えるものがたくさんあるが、裁判員制度についても、いろいろな人がさまざまな角度から映画などを撮り、これを市民が見ることによって、裁判員制度に対する理解も深まるのではないかと思う。
- △ 選挙の際に、投票所で裁判員制度広報のビラなどを配るのもいいのではないかと思う。
- 社会をいったんリタイアしたが元気で時間的な余裕を持っている人達に対して、裁判員制度の理解を深めてもらうための説明会を開催したり、地裁委員会を傍聴してもらったりする。その後、その方々にボランティアとして裁判員制度の説明をするアドバイザー的な役割を担ってもらうのはどうか。
- △ ボランティアの方々に、どういう形で協力をしてもらうか、委員会でゆっくり議論をすることもいいのではないか。
- 一般の人が裁判員になる確率はどの程度なのかなどの情報を知りたい。
- 前回からボランティア関係の話が出たり、その他にもいろいろな広報活動についての案が出ているが、実際の行動はどうなっているのか、誰がどう動くのか、具体的なスケジュールはどうなっているのかなどを教えてもらえれば、もっとアイデアを出すことができる。

◇ 福岡地裁の広報活動として、法廷見学者の受入（昨年度約6000人）、出前講義の実施、自治体の広報誌への掲載依頼、また、広報用グッズとしてクリアーホルダー及び裁判員制度広報リーフレットを各1万部作成し、法廷見学者などに配布してきたほか、5月の憲法週間には、一般市民及び大学生を対象とした裁判員制度の説明会を、スライドなどを使用して実施した。最高裁においても、キャッチフレーズの募集をしたり、シンボルマークを作成したりしている。

福岡地裁としての広報活動のスタンスは、裁判所内部に対するものとして、まず職員が裁判員制度の理解を深め、制度導入のムードを盛り上げていく。さらに出前講義などの広報活動をより充実させるためには講師等のスキルアップが必要であると考え、福岡地裁だけでなく福岡家裁や福岡簡裁の裁判官に対しても、講師経験豊富な裁判官による裁判員制度説明会を6月24日、30日に実施した。今後、出前講義の計画的な推進はもちろんのこと、大学生に対する説明会や業界団体に対する説明会を考えている。

具体的な行動の紹介として、(1)自治体広報誌に裁判員制度の説明記事の掲載依頼をするに当たって、各市町村の広報担当者が県庁に参集される際に、当庁職員が直接担当者に掲載を依頼する機会をいただきたいとお願いしている。(2)経営者側に対する働きかけとして、商工会議所などに赴き、経営者の方々が集まる際に、制度の説明会をする機会を設けていただきということや、商工会議所などが発行している広報誌に制度説明の記事の掲載をお願いしている。(3)教育機関への啓蒙活動として、教育委員会に赴き、出前講義や裁判所見学の広報をする予定である。(4)外部に向けた広報誌の発行を企画している。(5)地域に対する活動として、公民館などから依頼があれば出前講義を実施しているが、前回から意見が出ているボランティアに関するものは、今後取組みを検討していく。

(5) 地裁委員会の委員としての2年間で振り返って

- ◎ 法曹関係者からは出てこない発想があったり、いろんな視点からの活発な意見が大変参考になった。
 - ◎ 委員のみなさんが同じ視線で議論ができたことがとても楽しかったし、委員会で出たアイデアは面白みだけでなく、大変な重みを感じた。また、地裁委員会の発足や裁判員制度の導入という歴史の転換期に関われたことは、大変有意義であった。
 - ◎ ボランティアに関する意見など、他の組織の力を利用するような発想は全くなかったが、裁判員制度を成功させるためには自らの殻を破る必要があると感じた。
 - ◎ 委員会の和気あいあいとした雰囲気は、委員長、副委員長の人柄もあるが、ある程度の回数を重ねることによって醸成されたもので、この雰囲気があったからこそ活発な意見交換ができたものと思われる。
 - 委員会に参加することで、裁判所を身近に感じる事ができたし、社会の流れを変えるような裁判員制度について、法曹界の人達とも意見交換ができたことはすばらしいことである。
- △ 大阪弁護士会主催の司法制度改革シンポジウムのパネリストを依頼されたが、そこで福岡地方裁判所委員会委員として、委員会の開催は8回に及び、その中で委員から出た意見が直ぐに採り入れられ、分かりやすいリーフレットが作成されたことなど、大いに自慢してきた。今後は裁判員制度の問題に取り組み、広報活動などを盛んに行うことによって、制度がスムーズに導入され、良い裁判ができればと願っている。

6 閉会あいさつ（委員の任期等について）

梶井宏一総務課課長

平成15年8月に発足した本委員会も、7月末で2年となります。この間、今回を含めて開催は8回に及び、これだけ充実した委員会が開催できたのも委員の皆さまの熱意のたまものと考えております。

ところで、現委員の任期につきましては、検察庁の矢吹委員を除いて7月末で満了となりますが、これまでに当裁判所の運営のために多数の貴重な御意見をいただき心より感謝申し上げます次第です。

なお、次期委員の改選作業につきましては現在作業中ですが、今後とも当地方裁判所への御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。